

令和2年第5回奥州市議会臨時会付議事件

(令和2年7月27日)

- 議案第1号 奥州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第3号 令和2年度奥州市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第4号 令和2年度奥州市病院事業会計補正予算（第2号）
- 報告第1号 一般財団法人奥州市文化振興財団の経営状況の報告について
- 報告第2号 株式会社ひめかゆの経営状況の報告について
- 報告第3号 一般社団法人江刺畜産公社の経営状況の報告について
- 報告第4号 一般財団法人胆沢農業振興公社の経営状況の報告について

議案第1号

奥州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

奥州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年7月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

国及び県の例に準じて新型コロナウイルス感染症に対処するための新型コロナウイルス感染症防疫作業従事職員手当について規定するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

奥州市職員の特種勤務手当に関する条例（平成18年奥州市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に対処するための新型コロナウイルス感染症防疫作業従事職員手当の支給）

- 2 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者その他規則で定める者が存する病院、宿泊施設等の内部又はこれらに準ずる区域として規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、新型コロナウイルス感染症防疫作業従事職員手当を支給する。この場合において、別表の感染症防疫作業従事職員手当は、支給しない。
- 3 新型コロナウイルス感染症防疫作業従事職員手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者その他規則で定める者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の奥州市職員の特種勤務手当に関する条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。

議案第2号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

保守サポート期間及び修理対応が終了した光ネット放送・通信設備機器を更新し、安定したサービスを提供するため。

2 取得する財産

- (1) 種別 奥州市光ネット放送・通信設備機器
- (2) 数量 一式
- (3) 取得価格 61,050,000円

3 取得の方法

買入れ

4 取得の相手方

住所 岩手県奥州市江刺岩谷堂字下苗代沢7番地の2
氏名 マルモ通信商事株式会社
代表取締役 菊地 弘樹

令和2年7月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市江刺地域で光ネット放送サービスを提供するための光ネット放送・通信設備機器を取得しようとするものである。

議案第3号

令和2年度奥州市一般会計補正予算（第8号）

令和2年度奥州市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり定める。

令和2年7月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第4号

令和2年度奥州市病院事業会計補正予算（第2号）

令和2年度奥州市病院事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和2年7月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

報告第1号

一般財団法人奥州市文化振興財団の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人奥州市文化振興財団の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和2年7月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

報告第2号

株式会社ひめかゆの経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社ひめかゆの経営状況を別冊のとおり報告する。

令和2年7月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

報告第3号

一般社団法人江刺畜産公社の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般社団法人江刺畜産公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和2年7月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

報告第4号

一般財団法人胆沢農業振興公社の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人胆沢農業振興公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和2年7月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記